

電子申請・電子収納の 推進に向けて

令和6年6月

会計管理局管理課

1 経緯

●庁議の経緯・概要

令和5年9月

県民の利便性の向上および業務の効率化を図るため、以下の基本的な方針を示す

- ①可能な限り⇒電子申請×電子決済の拡大・標準化
- ②残る紙申請への対応⇒窓口収納のキャッシュレス化
- ③キャッシュレス決済を利用しない方への配慮⇒現金による収納方法も確保

令和6年3月

窓口キャッシュレス収納の概要等について説明するとともに、電子申請によるキャッシュレス収納の推進を要請

⇒知事 まだ電子申請ができていない手続について共有し、何がネックになっているか議論したい。

令和6年4月

令和5年11月に実施した電子申請・電子収納に関する庁内照会の結果を踏まえた追加調査の実施を説明

「使用料または手数料の収納を伴う申請手続の状況に関する追加調査について（令和6年4月24日付滋管第249号）」

2 追加調査の結果

● 手続数と電子化対応率について

※1 使用料または手数料の収納を伴う申請手続の状況に関する追加調査について（令和6年4月24日付滋管第249号）

※2 使用料または手数料の収納を伴う申請手続の状況に関する調査について（令和5年11月17日付滋管第587号）

	手続数	うち電子化済	うち電子化未	電子化対応率
追加調査 （※1）	6 8 2 件	3 8 件 しがネット1 9 件 上記以外1 9 件	6 4 4 件 申請と同時に収納を行う 手続6 1 2 件	5.6 %
前回調査 （※2）	6 7 5 件	2 1 件 しがネット1 1 件 上記以外1 0 件	6 5 4 件 申請と同時に収納を行う 手続6 0 8 件	3.1 %
増減	+ 7 件	+ 1 7 件	△ 1 0 件	+ 2.5 ポイント

2 追加調査の結果

●電子化未のうち、申請と同時に収納を行う手続について

	申請件数 多 （年間200件以上）	申請件数 少 （年間200件未満）
電子申請・電子収納 可 と回答があったもの 追加調査【242件】 前回調査【95件】	追加調査【30件】 前回調査【18件】	追加調査【212件】 前回調査【77件】
不可 と回答があったもの 追加調査【370件】 前回調査【513件】	追加調査【75件】 前回調査【92件】	追加調査【295件】 前回調査【421件】

電子申請・電子収納可の件数増の要因

- ・国主導の専用システムの利用開始の予定
- ・電子化に向けた再検証

2 追加調査の結果

●電子申請・電子収納可の手続について

○導入可能時期

導入可能時期	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度以降	未定
件数	1 3 件	1 2 8 件	5 0 件	5 1 件

2 追加調査の結果

●電子化移行不可の理由・要因（複数回答可）

不可の理由	合計	手続の根拠規定		
		法令	条例	その他
添付書類で原本を徴する必要	201	153	13	35
対面による本人確認が必要	116	55	0	61
対面での指導が必要（面接、検査等）	104	17	10	77
外部委託を継続する必要がある	47	9	0	38
添付書類が多い	41	17	11	13
その場での使用に応じて収納額が決定	19	0	7	12
入場料およびそれに類するもの	9	0	8	1
その他	66	7	3	56

3 電子申請・電子収納の推進に向けた今後の方針

① 申請フォーム等の作成支援

- ・ 電子申請・電子収納対応可能なものから計画的に技術的支援を実施

② 電子化申請の阻害要因の解消

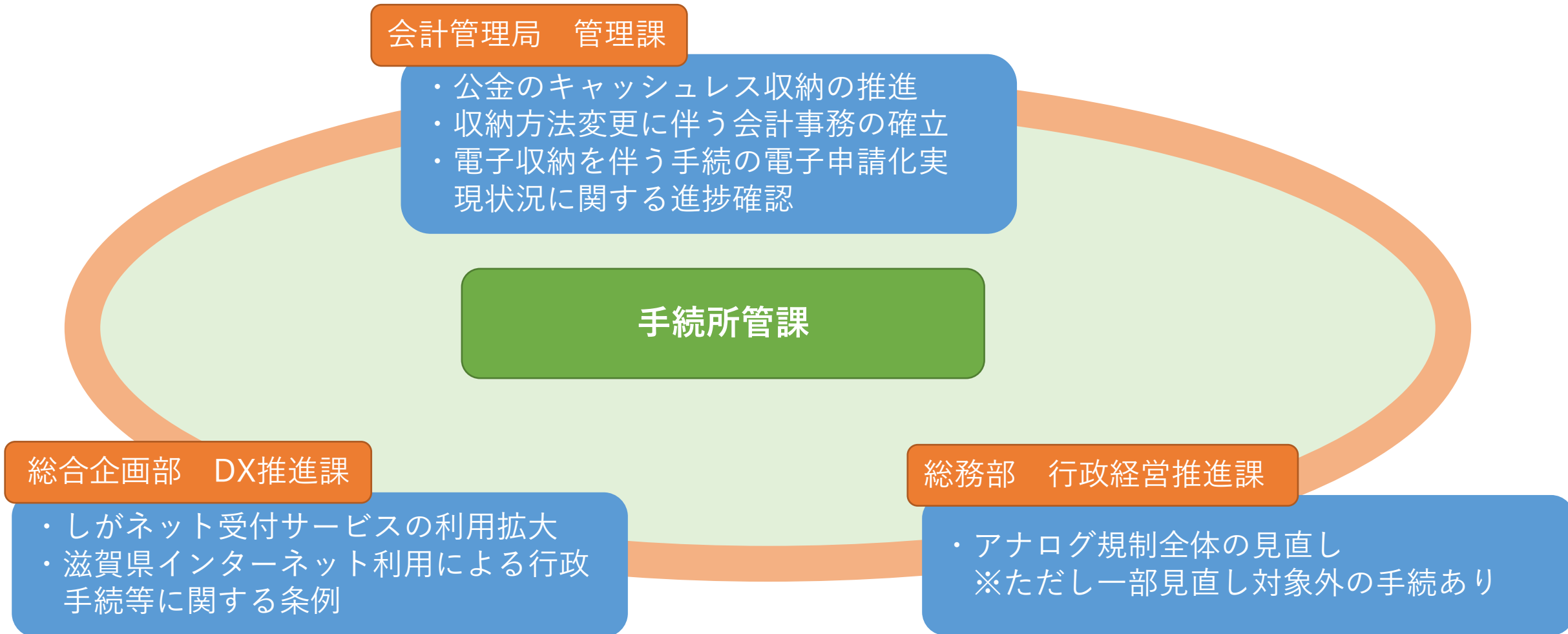
- ・ アナログ規制全体の見直し 等

③ 公金のキャッシュレス収納の推進

- ・ 収納を伴うすべての手続で1つ以上のキャッシュレス決済手段を導入
 - ア 電子申請・電子収納等を用いてキャッシュレス化
 - イ 窓口収納のキャッシュレス化（キャッシュレス端末の設置）
 - キャッシュレス決済端末を設置した所属においても、場所や時間に制約がない電子申請・電子収納の積極的な導入の検討

4 電子申請・電子収納の推進体制

関係3 所属が情報共有・連携し、手続所管課を支援



5 スケジュール

	申請フォーム等の作成支援 電子申請の技術的支援	電子化の阻害要因の解消 対面指導、添付書類等見直し	公金のキャッシュレス化 キャッシュレス決済手段の導入
令和6年 (2024年) 度	電子収納可能な手続を114手続を目標に支援	アナログ規制の解除 等 (7「アナログ規制の点検・見直しに係るスケジュール(案)」参照)	キャッシュレス決済端末配付 (R6.10月)
令和7年 (2025年) 度			収納を伴う全申請手続についてキャッシュレス収納手段の確保 (R8.3月)
令和8年 (2026年) 度～	電子化の対応ができていない手続の、早急な移行を可能にできるように支援		さらなるキャッシュレス決済手段の導入拡大の検討

6 （参考）収入証紙廃止後の収納方法

●収入証紙廃止後の収納方法（検討中のものを含む）

No.	収 納 方 法
1	電子申請・電子収納（しがネット受付サービス等）
2	キャッシュレス収納（担当課窓口に端末配布）
3	納入通知書（事前調定）による金融機関・コンビニ等での収納
4	納付書（HP等での配布）による金融機関での収納
5	web事前登録によるコンビニでの収納
6	集中受付（管理課および各地域会計系の窓口）での現金収納
7	現金書留・郵便為替による現金収納

7 (参考) アナログ規制の点検・見直しに係るスケジュール (案)

		推 進 体 制	庁 議	制度所管課
R 6 年 度	6月	※国は令和6年6月にアナログ規制に係る見直し (関連法令約1万条項)を完了する予定		
	7月	〔先行してアナログ規制の見直しを実施しているモデル 自治体等の研究〕		
	8月	アナログ規制見直しの全般的な方針案の検討 ・点検・見直し対象とする規制項目 ・見直し後のフェーズ区分(※)	方針案協議	
	9月	※デジタル化の進捗の度合いについて、3段階に区分した もの。例えば、「目視規制」の場合、①規制がある状態 →②情報収集の遠隔化等→③判断の自動化等	方針決定	
	10月			照会①：規制項目洗出し
	11月			
	12月	〔照会結果の取りまとめ〕	結果報告	
	1月			照会②：見直し工程の検討 (フェーズ区分の決定)
	2月	〔見直し工程表の取りまとめ〕	見直し工程案 協議	
R 7 年 度 以 降	3月	通知発出(庁内・市町)		
		〔フォローアップ〕	適時、状況報告	・例規改正の検討 ・必要に応じて予算要求

8 (参考) アナログ規制の点検・見直しのイメージ

条例等における
規制の洗い出し

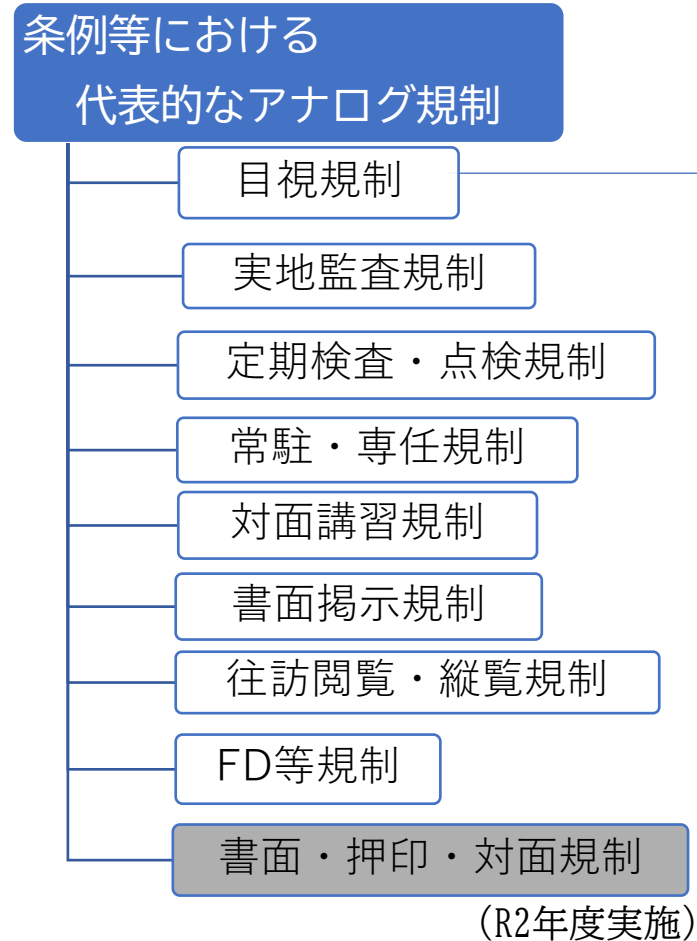
規制目的・趣旨ごとに類型化、
デジタル技術の適用段階を整理

見直し工程表の策定
見直しの実施

【目視規制の例】

類型

フェーズ



検査・点検・監査

目視規制の中でも、健全度、長さ、高さ等、基準への適合性の判定を目的とするもの

調査

目視規制の中でも、土地や家屋等、実態・動向等の明確化を目的とするもの

巡視・見張

目視規制の中でも、施設や建物といったインフラ等の監視を目的とするもの

検査・点検・監査

Phase1

目視・実地監査規制

Phase2

情報収集の遠隔化、
人による評価

Phase3

判断の精緻化、
自動化・無人化

●見直し工程表 策定

《内容》

- ・見直しの方向性（要否）
- ・見直し後のフェーズ区分（到達点）
- ・見直し時期 等

見直しの実施